

# 山口県教育委員会行政組織規則（抄）（原文縦書）

（昭和四十五年六月一日山口県教育委員会規則第十号）  
改正（略）

## 第四款 文書館（昭五四教委規則二・旧第四款繰下、平一九教委規則五・旧第五款繰上）

（名称及び位置）

第五十条 山口県文書館条例（昭和三十九年山口県条例第五十六号）第一条の規定により設置された文書館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
山 口 県 文 書 館	山 口 市

（業務）

第五十一条 山口県文書館（第五十三条から第五十五条までにおいて「文書館」という。）の業務は、次のとおりである。

- 一 文書の利用に関すること。
- 二 文書を収集し、整備し、及び保存すること。
- 三 文書の目録、索引、解題、定本の作成及び配布を行うこと。
- 四 歴史の編さん及び配布を行うこと。
- 五 文書に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
- 六 文書の利用に関し参考となる助言及び案内を行うこと。
- 七 文書の展示及び文書に関する講習等を行うこと。

（平一九教委規則五・全改）

第五十二条 削除

（平一九教委規則五）

（役付職員）

第五十三条 文書館に館長及び副館長を置く。

2 前項に規定する役付職員は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

（昭六〇教委規則二・一部改正）

（地方調査員）

第五十四条 文書館に地方調査員を置くことができる。

2 地方調査員は、非常勤とし、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 地方調査員は、地方に所在する文書の調査を行う。

（昭六二教委規則一・旧第五五条繰上・一部改正）

（文書館の管理運営）

第五十五条 第五十条から前条までに規定するもののほか、文書館の管理運営について必要な事項は、山口県文書館規則（昭六十年山口県教育委員会規則第六号）に定めるところによる。

（昭六二教委規則一・追加）